

告 示

埼玉県告示第七百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年五月二十日認可した。

平成二十八年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

手子林第三土地改良区

二 事務所所在地

羽生市